

山 梨 県 社 会 福 祉 審 議 会 会 議 録

- 1 開催日時 平成16年2月20日(金) 13:30～15:10
- 2 開催場所 「ベルクラシック甲府」 2階 オリヴィア
(甲府市丸の内1-1-17 055-254-1000)
- 3 出席者
 - 1) 審議会委員 赤星至朗 跡部勝朗 阿部真美子 飯島純夫 乙黒幸江
(五十音順) 輿石郁生 小西十三男 小林 広 佐藤英貴 新 弘江
鷲見よしみ 関戸幸男 高橋 勇 竹内正直 丹澤きよじ
平井出設子 平林弘光 古屋栄和 古屋けさよ 古屋園子
前島茂松 宮下豊子 山下滋夫 計23名
 - 2) 事務局 林福祉保健部次長 石井福祉保健総務課長
保坂福祉保健総務課総括課長補佐
河野福祉保健総務課福祉企画担当課長補佐 福祉企画担当(4名)
長寿社会課 児童家庭課 障害福祉課担当者(各1名、計3名)
- 4 次 第
 - 1) 開 会 (司会:保坂総括課長補佐)
 - 2) 福祉保健部長あいさつ (代理:林 福祉保健部次長)
 - 3) 委員長あいさつ (山下委員長)
 - 4) 新任委員紹介 (11月新任の跡部、小西、鷲見^{スミ}の3委員を紹介)
 - 5) 議 事
これまでの経緯について
「山梨県福祉基本計画」(仮称)骨子案について
その他
 - 6) その他
 - 7) 閉 会

5 議事の概要（議長は審議会規程第4条により委員長）

1) これまでの経緯について

<法改正から今日までの計画策定の流れ、及び計画の名称変更に至る経緯など、資料に基づいて事務局から説明。質疑特になし。>

2) 「山梨県福祉基本計画」（仮称）骨子案について

<事務局から、資料に基づき「山梨県福祉基本計画」（仮称）骨子案について説明>

（委員）：これまでの「地域福祉支援計画」を策定する、という流れと、このたびの「福祉基本計画」策定の流れとでは、状況や考え方に何か変化があるのか？また、この方針転換に対する国の見解は？

（事務局）：県の地域福祉支援計画は、先ほどの説明にもあったが市町村の地域福祉計画の策定及び推進を支援するものであり、両者が連携して地域福祉の推進を図る、というのが基本的な形である。このたびの新長期計画策定に際しての全庁的な計画の見直し作業の中で、企画部サイドから、新長期計画と各種個別計画（児童・高齢者・障害者）との間にいわゆる「部門計画」を位置づけ、新長期計画一部門計画一個別計画、という三層構造で、各部門ごとにある程度計画を整理する、という方針が打ち出された。それによって、福祉部門では、策定途中である地域福祉支援計画について、地域福祉の視点から、新長期計画の福祉の部門計画として、これからの本県福祉の方向性などを盛り込んだ総合的な内容も併せ持つ二面性を持った計画とする、という結論に至った次第である。
なお、国側に確認したところでは、社会福祉法第108条にある地域福祉支援計画の内容さえ盛り込まれていれば、名称や形式は自由、との見解であった。実際他県にこのような策定形式がいくつか出てきている。

（委員）：そうすると、福祉基本計画は、地域福祉支援計画よりも体系的な内容になるのか？ またより突っ込んだ内容になると考えて良いのか？ 策定趣旨には「福祉先進県づくりを目指して」とあるが、そのあたりにもより積極性が感じられるのだが。

（事務局）：福祉基本計画は支援計画よりも総合性を持ち、より体系的であるのはご指摘のとおりである。また、「福祉先進県づくり」を目指してより充実したものを目指しているのも委員ご指摘のとおりである。

（委員）：新しい時代の福祉プランとして、総合的で全体像は分かり易いと感じた。人材養成や地域ボランティア活動の促進、住民の意識向上などが大切な要素だと考えるが、その際に地域においては、教育機関である小中学校、高校、大学などとの連携が大変重要になってくるのではないかと思う。そうすると、骨子案の、計画の推進体制の項目の中に、これらを入れておくべきではないかと思うが、いかがか？

（事務局）：施策の方向には内容として入れたが、役割分担の方に入れなかったことについては、特に他意はない。ご意見を参考に、これから取り入れる方向で検討したい。

（委員）：保育園・幼稚園から大学まで、全ての教育機関ということをお願いしたい。また、来年開校の県立大学には、福祉学部も設置されるので、ぜひ役割を果たせるようご配慮願いたい。

(委員長)

他に質疑等なければ、これで議事は終了とする。皆様の御協力に感謝する。

<事務局>

それでは、これで本日の審議会を閉会とする。